

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機（314））
2. 日時：令和2年4月7日 16時15分～18時45分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

名倉安全管理調査官、谷主任安全審査官、千明主任安全審査官※

津金主任安全審査官、服部主任安全審査官、日南川技術参与

事業者：

中国電力株式会社 山田執行役員 電源事業本部 部長（電源土木） 他  
16名 ※

## 5. 要旨

- (1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、「5条 津波による損傷の防止」及び「6条 外部からの衝撃による損傷の防止」について、4月3日及び2月26日提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

### 【津波の障壁となる地山の扱い（5条）】

- 防波壁の支持地盤である地山について、耐震設計及び耐津波設計上の位置付けは設置許可基準規則第3条に係る内容であることから、プラント側と地震津波側の合同審査で説明すること。
- 防波壁及び1号放水連絡通路防波扉の周辺斜面について、耐震設計及び耐津波設計上の位置付けの前提となる周辺斜面の範囲を説明すること。
- 津波の障壁となる地山の耐震安定性評価フローについて、代表断面の二次元動的解析によるすべり安全率が1.2を下回った場合に、代表断面以外の断面の評価手順が分かるように説明すること。また、同評価フローについて、代表断面に絞り込む前の評価対象断面の選定方針を追加して説明すること。
- すべり面形状 No.2 について、地盤強度のばらつきを考慮したすべり安全率を説明すること。
- 1号炉放水連絡通路の存在が斜面安定性評価へ及ぼす影響について、

影響評価方針を詳細に説明し、かつ評価方針を踏まえた代表断面選定の考え方を説明すること。

【地滑り・土石流影響評価（6条）】

- 地滑り地形②に関して、造成工事時に礫質土に改良がおこなわれている区間があるとの説明については、造成後のボーリングコア試料（No. 305 孔）との対応を具体的に説明すること。
- 敷地北西方の地滑り地形について、地滑りによる津波高さへの影響が0.2mで小さいとした評価に対し、他の地滑り地形による影響が同時発生した場合の評価を行わない理由を説明すること。
- 転石が含まれる土石流の流動圧について、荷重評価の考え方及び参照した基準・指針類を説明すること。

（3）中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし